

期日前投票

投票日当日、投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。ご自身の「入場整理券」の裏面に必要事項を記入し、ご持参ください。また、期間中は市役所1階市民交流スペースが期日前投票会場のため、一部使用できませんのでご注意ください。

皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

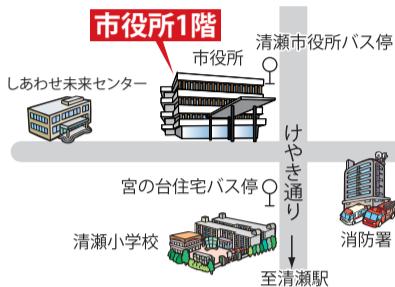
***市役所と生涯学習センターで投票できる期間・時間が、異なりますのでご注意ください。**

市役所(1階 市民交流スペース)

期間 1月28日(水)～2月7日(土)(11日間)

*最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票開始は2月1日(日)。

時間 午前8時30分～午後8時

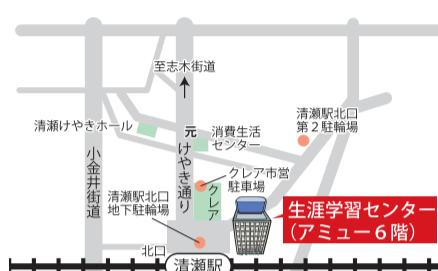


*期日前投票最終日は非常に混雑することが予想されます。
※駐車場をご利用の方は駐車券を投票所まで忘れずにお持ちください。駐車料金の減免処理をします。
***1月28日(水)～31日(土)は、最高裁判所裁判官国民審査についての期日前投票はできません。**1度に全ての投票を完了させたい場合、2月1日以降にお越しください。

生涯学習センター(アミュー6階講座室1)

期間 2月3日(火)～6日(金)(4日間)

時間 午前9時30分～午後9時



*期日前投票初日は非常に混雑することが予想されます。
※駐車場・駐輪場はありません。車や自転車でお越しの方は、クレア市営駐車場及び周辺の駐輪場(いずれも有料)をご利用ください。

不在者投票

滞在先の市区町村の不在者投票所で

仕事や旅行などで清瀬市以外に滞在している方は、あらかじめ投票用紙を請求して、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

この方法は郵送によるため日数がかかります。
お早めにお手続きください。

◆手続きの手順

①「不在者投票宣誓書兼請求書」*を郵送または持参

* ファックス・メールでの提出はできません。

マイナンバーカードをお持ちで電子証明書(署名用パスワード)を取得している方は、パソコン(要ICカードリーダー)またはマイナンバーカード読み取り対応スマートフォンで「マイナポータルぴったりサービス」から請求できます。
便せんなどを使用する場合は、記入例のように作成してください(請求書は市ホームページからもダウンロード可)。



郵送先

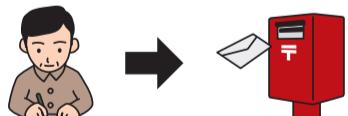
〒204-8511
清瀬市選挙管理委員会事務局宛

②投票用紙を郵送

清瀬市選挙管理委員会から希望の送付先に投票用紙を郵送します。

③届いた投票用紙で投票

投票用紙が届いたら、滞在先の市区町村で不在者投票ができます。投票について、詳しくは滞在先の選挙管理委員会にお問い合わせください。



*記入例(便せんなどを使用する場合)

不在者投票宣誓書兼請求書
私は、令和8年2月8日執行の衆議院議員選挙の当日、いずれかの事由(仕事・レジャー・病気など)に該当する見込みです。
このことが真実に相違ないことを誓い、投票用紙等を請求します。
令和8年 月 日
①氏名(フリガナ)
②生年月日
③清瀬市の住所
④投票用紙の送付先
⑤日中連絡がとれる電話番号

投票お手伝いカードを利用してみませんか?

投票お手伝いカードは、投票にあたって、口頭による申し出が困難・苦手である方が、対応してほしい内容をカードに記入して提示していただくことで、投票所の係員が投票に必要なお手伝いをさせていただきます。

一部の市内公共施設で配布または市ホームページから印刷してご利用いただけます。

投票用紙記入補助具をご活用ください

投票用紙を補助具に入れ、手で触ると指先で記入場所がわかり、見えない・見えにくい方が安心して投票用紙に候補者名等を書くことができます。各投票所に用意してありますので、ご活用ください。

指定施設で

病院・老人ホームなどに入院・入所されている方は、その施設が不在者投票指定施設であれば、その施設で投票ができます。

投票用紙の請求は、入院・入所中の施設長を通じて行います。

*指定施設は市ホームページで確認できます。

*投票期間は、公示日の翌日から投票日の前日までですが、不在者投票を行う日時が施設によって異なります。あらかじめ各施設にお問い合わせください。

郵便等で

投票用紙の請求は2月4日(水)午後5時(必着)まで

重度の障害などのある方が郵便等で投票する制度です。次のいずれかの要件に該当し、自書できる方が利用できます。なお、この制度の利用をご希望の方は、選挙管理委員会に事前申請が必要です。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度			要介護状態区分 介護保険の被保険者証
		1級	2級	3級	
	両下肢・体幹・移動機能障害	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	非該当	
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害	<input type="radio"/>	-	<input type="radio"/>	
	免疫・肝臓の障害	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	

◆代理記載が可能です

自書できない方には、あらかじめ届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。対象は上表に該当し、身体障害者手帳の上肢または視覚障害が1級の方です。詳しくは下記までお問い合わせください。

お体の不自由な方へ

◆代理投票

お体が不自由なことなどにより、ご自身で投票用紙に記入が難しい方は、申し出により投票所の係員が付き添い、ご本人の意思を確認して代筆します(ご家族などが代筆することはできません)。

投票の秘密は守りますので、安心して投票所の係員にお申し出ください。

◆点字投票

お体が不自由な方は点字投票用紙により投票ができますので、係員にお申し出ください(点字器は各投票所に用意しています)。

また、「選挙公報」の音訳CDを作成しています。



選挙に関する問合せ

選挙管理委員会事務局選挙係(市役所本庁舎2階南、けやき通り側)
☎ 042-492-5111(代表)